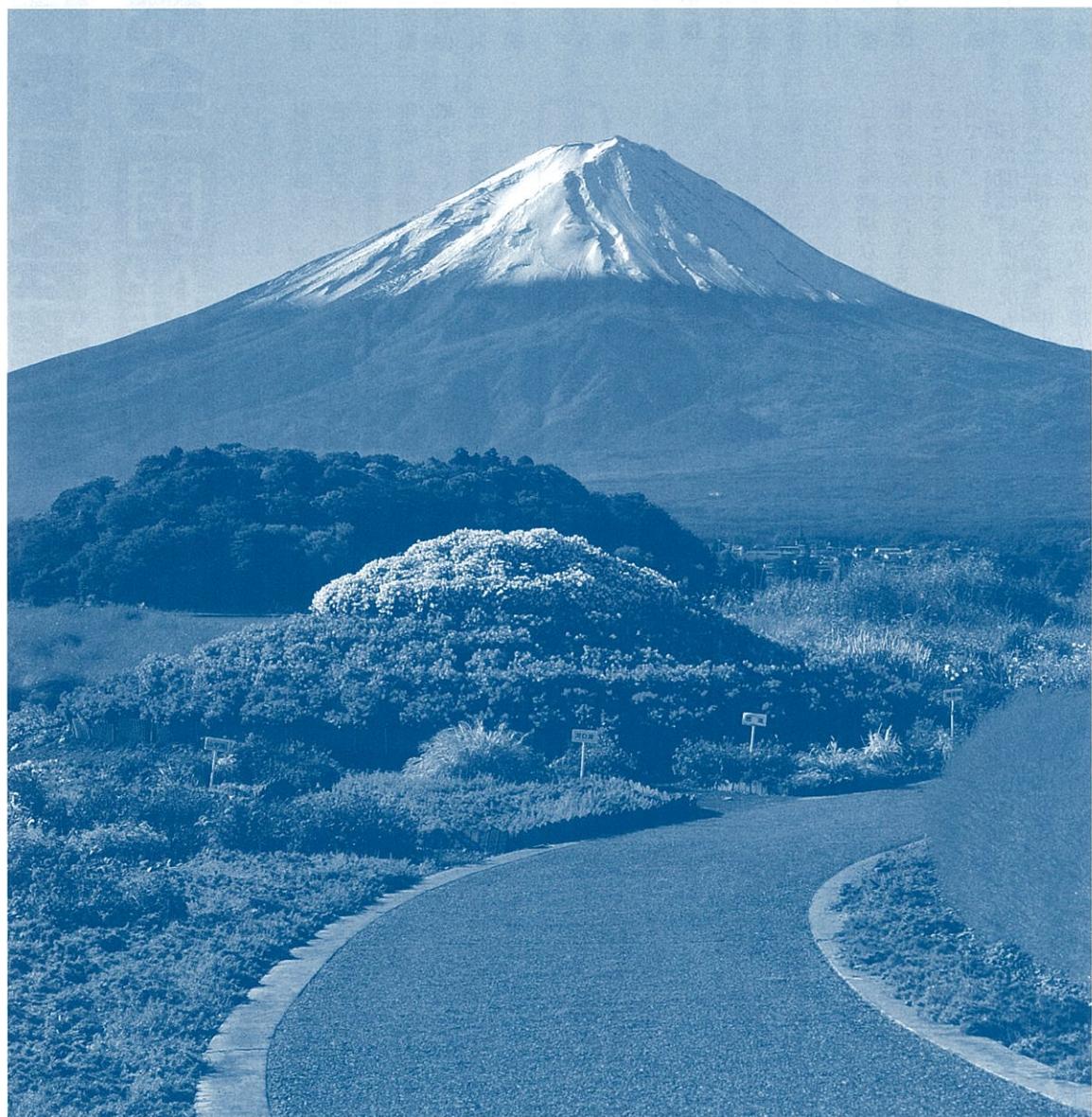


全国社会保険委員会連合会

会 報

平成26年10月 第27号



大石公園と富士山（山梨県）

全国社会保険委員会連合会 第22回定期総会開催報告

平成26年6月9日（月）、全国社会保険委員会連合会第22回定期総会がホテルゆうばうと（品川区西五反田）において開催されました。

林会長の開会の挨拶に続き、ご来賓の厚生労働省年金局事業企画課長赤澤公省様、厚生労働省保険局保険課長鳥井陽一様、日本年金機構サービス推進部長上野太美夫様、全国健康保険協会理事網野誠治様よりご挨拶をいただきました。

議事に入り、平成25年度事業報告として、①各

都道府県社会保険委員会連合会との連携強化・事務効率化のため、Eメール連絡網を構築、②関係機関との連携強化、③ブロック会議の開催支援、

④（一財）全国社会保険共済会からの支援を受けて「年金シンニアライフセミナー」を15都府県37会場で実施（受講1163名）、⑤『全国社会保険委員会連合会会報』を全年金委員等に配付（10万8500部）、⑥2013年版『年金（健康保険）委員必携』の監修・購入取りまとめ（2万883部）が報告されました。

平成26年度事業計画については、①各社会保険委員会（連合会）の活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省年金局、日本年金機構、全国健康保険協会に連携の強化を要望していくこと（委員の委

嘱拡大含む）、②ブロック会議の開催支援、③「年金シンニアライフセミナー」の開催支援、④『全国社会保険委員会連合会会報』の発行、⑤2014年版『年金（健康保険）委員必携』の監修・購入取りまとめが提案され、平成26年度予算案とあわせ、両議案とも承認されました。



全国社会保険委員会連合会
会長 林

林会長挨拶（要旨）

本日は、皆様、
大変お忙しい中、
遠路ご出席をいた
だき誠にありがとうございます。
また、厚生労働省、

と存じます。それにもかかわらず、当連合会の事業実施ならびに委員活動の活性化に格段のお力添えを賜っております。さて、厚生労働省においては、毎年、年度当初に「年金委員の重点的な活動内容等について」を日本年金機構に通知され、日本年金機構本部はこの通知を受け、「年金委員活動に関する取組方針」「年金委員活動の活性化」について各ブロック本部、各年金事務所に通知しているところです。これにより、年金委員活動に対する各年金事務所の支援・協力もさらに強化されるものと期待をいたしていますが、第一線の現場では、さらなる趣旨の徹底が待たれるところがあると伺っています。

また、全国健康保険協会においては、本年は全国各県において財政基盤強化に向けた取組みはじめ、7月から業務・システムの刷新に伴う申請書等の書式を改めることを予定され、当連合会にも協力要請があり、先般各県連合会へお知らせいたしましたので、各県の皆様におかれても趣旨ご理解のうえご協力を願いします。

全委連といたしましても今後とも、各社会保険委員会・連合会の活動が円滑にできるよう皆様方のご意見をいただき、関係機関に引き続き要請してまいりたいと存じます。

諸事情厳しい折こそ年金委員・健康保険委員の力を結集して、今後とも社会保険事業の円滑な運営に寄与したいものと考えています。

皆様方のさらなるご尽力をお願いし、また、厚生労働省をはじめ、日本年金機構ならびに全国健康保険協会等関係団体のさらなるご指導ご支援をお願い申し上げましてご挨拶いたします。

日本年金機構ならびに全国健康保険協会からもご出席をいただきまして、第22回定期総会を開催することができますことを心から感謝申し上げる次第です。

来賓挨拶（要旨）



厚生労働省年金局企画課長
赤澤 公様

年金委員の皆様方におかれましては、日頃から公的年金事業の円滑な実施に特段のご配慮をいただきおりまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

特に年金記録問題につきましては、「年金委員の重点活動」の中で「気になる年金記録、再確認キャンペーん」やねんきんネットに関する周知などをお願いしてまいりました。

これまでに未統合記録約5000万件のうち約3000万件が解明に至りました。この1月に年金記録問題特別委員会がまとめた報告書においても、記録回復に年金委員の皆様方が重要な役割を果たしていただいたことが取り上げられています。しかし、未解明記録につきましては約2000万件が残つてゐる状況です。今後はご本人様からの申出が非常に重要になってくると思いますので、引き続き年金委員の皆様方に周囲への呼びかけなどご協力を賜ればと思っております。

厚生労働省では、年金事業改善法案を今国会に提出していましたが、去る6月4日に成立しました。その主な内容は、①国民年金保険料の納付環境の整備を図るため、現在30歳未満となっている納付猶予制度

の対象者を50歳未満に拡大する、②恒常的に年金記録の訂正手続を年金制度の中に位置付ける、というものでして、この10月から順次施行されることとなっています。先に成立しました社会保障・税二体改革においては、地方厚生局単位で訂正のための民間有識者からなる合議体をつくることになっています。この合議体をこれから立ち上げていくことにつきましても、年金委員の皆様のご協力を仰がなければと考えています。永年にわたり社会保険委員・年金委員としてご活躍いただき、顕著な功績を残された皆様に対する厚生労働大臣表彰についても、昨年同様、今年も円滑に実施していくことを考えておりますのでご協力をお願いします。

厚生労働省としましては、年金委員の皆様が活動をより活発に行っていただけるよう、今後ともご支援・ご協力をさせていただく所存です。



厚生労働省保険局企画課長
鳥井 陽一様

厚生労働省保険局挨拶

本日ご列席の

皆様方におかれましては、日頃から

社会保険事業の円滑な運営に多

大なご協力を賜り、この場をお借りして大変感謝申しあげます。

私からは医療保険制度に関しまして、最近の動きを紹介させていただきます。まず皆様方健康保険委員

の位置付けですが、昨年5月の厚生労働省令の改正により健康保険委員制度が法令上明文化されました。この中で「啓発」「相談」「助言」の機能を健康保険法施行規則に規定したところです。これによりまして、健康保険委員はより一層社会的意義が明確化されたこととなり、皆様方が活動にご尽力いただけるひとつのが基礎となつたと思います。

今年度から健康保険委員に対して厚生労働大臣表彰を実施する予定です。年金委員に対する厚生労働大臣表彰から遅れることとなり、大変申し訳ございませんでしたが、本年11月の表彰に向け現在調整、準備を行つてゐるところです。これにより一層のご活躍をいただければ大変ありがたいです。

次に医療保険制度に関しまして、財政問題はどの保険者も苦労しているところですが、今後も保険運営は厳しい状況です。昨年社会保障・税二体改革の中で議論が進められてきました。昨年12月にプログラム法が成立しました。今後この法律に定められた事項を中心には今年の通常国会に法案を提出することになりました。そこで、ただいま社会保障審議会医療保険部会におきまして検討を進めているところです。皆様方にもこの議論をぜひ見守っていただき、ご協力いただきたいと存じます。

3点目は、昨年のこの場でもお話ししましたが、データヘルスについてです。政府の成長戦略の中で保険者が主体となつてデータに基づいた保健事業を推進するという位置付けとなつています。今年度1年をかけて各保険者が計画画を策定し、来年から実施することとなつていています。協会けんぽにおきましても種々計画を検討していることと承知しています。協会けんぽの場合には、組合健保と違いまして、比較的小規模の

事業所が多くなっていますので、一例を挙げますとデータを使って各事業所の健診の数値がどうなっているか等をわかりやすい形で提供させていただいて、他と比較できるような仕掛けも考えられているようです。このような取組みに関しても皆様方のご協力を引き続き賜りますようお願いし、それぞれの事業所での取組みにも期待したいと考えています。

例えば年金のご相談を受けたら、パンフレット等に記載のある一般的な事項をご説明いただき、詳細は日本年金機構側でなければわかりませんので、年金ダイヤルや年金事務所の窓口へご案内いただく「案内役」もしくは「橋渡し役」としての活動をお願い申し上げます。また、地域型の方におきましては、「地域型年金委員の活動の手引き」(平成26年4月改訂版)についてもあわせてご覧いただければ幸いです。

日本年金機構挨拶

年金委員の皆様におかれましては、日頃から政府管掌年金制度の普及と事業の円滑な運営に、多大なご協力、ご尽力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

私たち日本年金機構では、平成26年度からは新しく第2期中期計画がスタートいたしました。この第2期中期計画の中でのポイントは、第1に「提供するサービスその他の業務の質の向上」、第2に「業務運営の効率化」、第3に「業務運営における公正性及び透明性の確保」です。特に基幹業務である適用、徴収、給付、相談等の各業務を正確、確実かつ迅速に行うとともに、年金記録の正確な管理と年金記録問題への適切な対応を行つてまいりたいと存じます。



日本年金機構
サービス推進部長
上野 太美夫 様

がございます。たしかに、各委員の年金に関するご経験や知識はさまざまあるため、一律に活動内容を定めるのは難しいと考えています。

例えば年金のご相談を受けたら、パンフレット等に記載のある一般的な事項をご説明いただき、詳細は日本年金機構側でなければわかりませんので、年金ダイヤルや年金事務所の窓口へご案内いただく「案内役」もしくは「橋渡し役」としての活動をお願い申し上げます。また、地域型の方におきましては、「地域型年金委員の活動の手引き」(平成26年4月改訂版)についてもあわせてご覧いただければ幸いです。

平成26年4月4日、各拠点を通じて地域年金展開事業における「年金委員活動支援事業」の取組方針を展開させていただきました。この中で、ぜひ皆様方もご協力ををお願いしたい事項が、5件ございます。

①「社会保障・税一體改革における年金関連法の内容に関する周知」のお願い

制度改正事項（いわゆる年金機能強化法、被用者年金一元化法、年金生活者支援給付金法）についての周知をお願いします。

②「ねんきんネットの活用に関する周知」のお願い

平成26年3月末から、「年金記録の一覧表示」や、スマートフォン対応など、実施してきました。

③「年金請求時における年金記録の再確認」のお願い

持ち主不明の年金記録の解消を進めるため、年金記録の再確認の呼び掛けをお願いいたします。

④「国民年金保険料関連の制度周知」のお願い

【国民年金保険料後納制度】

国民年金保険料の納付可能期間を平成24年10月

から27年9月までの3年間に限って2年から10年に延長することにより、本人の希望で保険料の納付が可能となり、その後の年金受給につなげるこになります。

【2年前納制度】

平成26年4月から、2年度分の保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」がはじめました。「2年前納」をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年間で1万4800円の割引になります。

【保険料免除期間の遡及期間の見直し】

保険料免除・納付猶予が承認される期間は、平成26年4月から保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1カ月前までの期間）について、さかのぼって免除等を申請できるようになりました（学生納付特例も同様です）。

⑤「適用事業所の事業主様に依頼する事項」周知の内容

お願い

新たな年金記録問題の防止のため、資格取得時における基礎年金番号の確認及び外国人被保険者のアルファベット氏名の登録について、事業主の方々に対し周知の徹底をお願いいたします。

また、次世代育成支援の拡充策として、産前産後休業取得者に対する育児休業同様の保険料免除等が受けられるようになりました。これについても、事業主の方々に対し周知をお願いいたしました。これらの詳細につきましては、適宜各地域における研修会等でご案内させていただくこととしておりますので、ぜひ、積極的なご参加をお願い申上げます。



全国健康保険協会
理事
網野 誠治様

本日、ご出席

の各都道府県社
会保険委員会連
合会の会長の皆

様方には、日頃
より、当協会の
事業につきまして、
多大なご支援・ご協力を賜り、
この場を拝借しまして、厚く御礼申し上げます。

私ども協会けんぽは、財政基盤強化を国会や政府に強く働きかけており、その一環として、平成24年11月には設立来、初めての全国大会を開催し、国会に請願を行い、また皆様のご協力をいただきまして、全国から320万筆の署名を集め、内閣総理大臣あて提出しました。

その結果、平成25・26年度は経過措置により、保

陥料率引上げの流れを止めることができました。しかし、これは協会けんぽの財政状況が構造的に改善したわけではありません。平成26年度経過措置終了後の27年度以降が不明であること、および25年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」が成立し、政府が来年の通常国会に、医療保険制度改革のための法案提出を目指していることから、今までに医療保険制度

イミングに、抜本的・構造的に協会けんぽの財政状況を改善する恒久措置を実現させる必要があります。協会けんぽの加入者の大半は中小企業であり、この財政問題が、中小企業の経営自体、あるいは従業員の雇用・生活に直結します。協会けんぽの財政基盤の強化のため、制度改革実現に向け、国会および政府に対し、今まで以上に働きかけていかなければなりません。

その一歩として、本年6月から8月にかけ、協会けんぽ全国各支部において、「支部別大会」を開催します。また、支部別大会の集大成として秋には第2回全国大会を実施することとしており、この全国大会へのご参加もあわせてよろしくお願い申し上げます。協会 자체としましても、保健事業の効率的推進、ジエネリック医薬品のさらなる使用促進、そして診療報酬明細書の点検の充実、保険給付の審査強化、被扶養者資格の再確認等へ一層、注力し、結果を出してまいります。

一方、健康保険委員の委嘱につきましては、皆様のご協力のお陰で、現在、約8万4000人と昨年の7万2000人より増加し、年金委員の12万人を目標に一層の増員に力を入れてまいります。そして今年度からは、支部長表彰・理事長表彰に加え、厚生労働大臣表彰を実施すべく準備を進めており、健康保険委員の皆様の活動に対する感謝の意を表すための表彰制度も充実させてまいります。

全国社会保険委員会連合会 役員名簿

(平成26年9月1日現在)

役職	氏名	所属社会保険委員会連合会(団体)職名
会長	林 ひで お 秀夫	東京都年金委員会連合会会長
副会長	田中 ひさし 久	宮城県社会保険委員会連合会会長
副会長	江原 隆幸	埼玉県社会保険委員会連合会会長
副会長	村井 茂樹	愛知県社会保険委員会連合会会長
副会長	金子 千万利	大阪府社会保険委員会連合会会長
副会長	花原 秀明	鳥取県社会保険委員会連合会会長
副会長	小野 靖史	福岡県年金委員会連合会会長
常務理事	増田 勝	学識経験を有する者
理事	山田 文雄	北海道社会保険委員会連合会会長
理事	野瀬 邦生	新潟県社会保険委員会連合会会長
理事	小野 彰則	三重県社会保険委員会連合会会長
理事	田原 徹典	兵庫県社会保険委員会連合会会長
理事	大平 義富	香川県社会保険委員会連合会会長
理事	伊計 衛	沖縄県社会保険委員会会長
理事	藤田 信明	(一社)全国社会保険協会連合会常務理事
理事	伊藤 伸秀	(一財)社会保険協会常務理事
監事	中島 照夫	福島県社会保険委員会連合会会長
監事	内藤 哲男	岐阜県社会保険委員会連合会会長

役員交替報告



村井副会長



小野副会長



藤田理事



花原副会長



野瀬理事

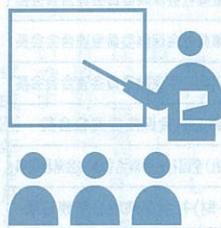


伊藤理事

今後予定されている 主な制度改正等について

年金委員（職域型）・健康保険委員活動の一助となるよう、平成27・28年（2015・2016年）に予定される、年金・医療の制度改革改正や取扱いについてまとめました。

特に平成27年は、年金・医療についてのさまざまな法案が通常国会に提出される見込みです。皆様方におかれましては、国会審議の動向にもご注意いただき、法案が成立した際には、すみやかな周知をよろしくお願ひいたします。



平成26年11月30日

年金

「年金の日」制定（いい（11）みらい（30））

※以降、毎年11月30日

MEMO

目的／国民一人ひとりに、「ねんきんネット」等を活用して年金記録や自分の公的年金の受給見込額を確認していただき、企業年金・個人年金・貯蓄等を含め、老後の生活設計に思いを巡らしていただくこと

平成27年1月

医療

70歳未満の高額療養費の自己負担限度額が3区分から5区分へ細分化

現 行		改 正 後	
70歳未満	月単位の自己負担限度額	70歳未満	月単位の自己負担限度額
上位所得者 〔標準報酬月額 53万円以上〕	150,000円+（医療費－ 500,000円）×1% ※4カ月目からは83,400円	標準報酬月額 83万円以上	252,600円+（医療費－ 842,000円）×1% ※4カ月目からは140,100円
一般所得者 〔上位所得者・ 低所得者以外〕	80,100円+（医療費－ 267,000円）×1% ※4カ月目からは44,400円	標準報酬月額 53万～79万円	167,400円+（医療費－ 558,000円）×1% ※4カ月目からは93,000円
低所得者 （住民税非課税）	35,400円 ※4カ月目からは24,600円	標準報酬月額 28万～50万円	80,100円+（医療費－ 267,000円）×1% ※4カ月目からは44,400円
		標準報酬月額 26万円以下	57,600円 ※4カ月目からは44,400円
		低所得者 （住民税非課税）	35,400円 ※4カ月目からは24,600円

現 行	
70歳未満	月単位の自己負担限度額
上位所得者 〔標準報酬月額 53万円以上〕	150,000円+（医療費－ 500,000円）×1% ※4カ月目からは83,400円
一般所得者 〔上位所得者・ 低所得者以外〕	80,100円+（医療費－ 267,000円）×1% ※4カ月目からは44,400円
低所得者 （住民税非課税）	35,400円 ※4カ月目からは24,600円

医療

出産育児一時金の内訳変更
現行　一時金40・4万円、掛金1・6万円

一時金39万円、産科医療補償制度掛金3万円

一時金40・4万円、掛金1・6万円

※総額42万円は変わらず

平成27年2月

医療 医療保険関連改正法案（国保法改正案、健保法改正案、高齢者医療確保法改正案）国会提出（平成29年度までに順次施行）

※3月31日協会けんぽへの特例措置期限切れ

医療 患者申出療養（仮称）関連法案国会提出

平成27年3月1日

年金 年金個人情報について、被保険者等による訂正請求を可能とし、民間有識者の審議に基づき、厚生労働大臣が訂正する手続を整備（訂正請求の受付・調査の開始は平成27年3月1日、訂正決定等の実施は平成27年4月1日）＊1

平成27年度
平成27年4月1日

医療 改正健保法等施行（後期高齢者支援金の全面総報酬割導入等）

平成27年4月1日

年金 年金特例水準の解消（年金額0・5%引下げ）

※ただし、物価・賃金が上昇した場合は、引下げ幅が縮小される。年金額が予定されている0・5%引下げられた場合は、マクロ経済スライド発動の前提が整う

MEMO マクロ経済スライド／年金財政の均衡を保つため、原則的な年金給付額改定の方法に「被保険者数の減少率」と「平均余命の伸び」を合わせた一定率を乗じて給付額を抑制するしくみ。平成16年10月に導入されたが、「物価スライド特例措置」による額（平成25年4月時点の累積で+2・5%）が解消されるまでは発動されない

平成27年7月1日

年金 国民年金保険料の全額免除について、指定民間事業者が被保険者からの申請を受託できる制度を創設＊1

平成27年10月1日

年金 現行の国民年金保険料の後納制度に代わって、過去5年間の保険料を納付できる制度を創設（平成30年9月までの時限措置）＊1

年金 被用者年金制度の一元化（共済年金→厚生年金保険）＊2

年金 年金受給資格期間短縮（25年→10年）等最低保障機能の強化＊3
※消費税率が10%へ引上げられることが前提

平成27年10月

年金 社会保障・税番号（マイナンバー／個人番号）通知＊4

平成28年1月

年金 年金相談において、社会保障・税番号（マイナンバー／個人番号）の利用開始＊4

※各種届書へのマイナンバーの利用は、平成29年1月から開始

※医療のマイナンバーは、平成29年7月から利用開始

医療 紹介状なしで大病院を受診する場合の患者定額負担導入

医療 事業者に労働者のストレスチェック実施が義務化（労働者数が50人未満の事業場は努力義務）＊5

平成28年4月

医療 平成28年度診療報酬改定

医療 すべての病院、薬局で明細書の無料発行が義務化（平成26年度診療報酬改定）
※歯科を含む診療所は免除規定あり

医療 第1期「データヘルス計画」始まる（健保組合）

医療 市町村国保財政運営の都道府県単位化（全医療費対象に保険財政共同安定化事業）

医療 退職者医療制度新規加入なし（最長で平成34年度までで制度消滅）

平成28年7月1日

年金

国民年金保険料の納付猶予制度の対象者を、30歳未満の者から50歳未満の者へ拡大（平成37年6月までの時限措置）＊1

～平成28年6月（公布日から2年以内で政令で定める日）

年金

事務処理誤り等の事由により、国民年金保険料の納付の機会を逸失した場合等について、特例保険料の納付等を可能とする制度を創設＊1

平成28年10月1日

年金／医療

現行

1週間の所定労働時間が30時間以上

改正後

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上
- ②月額88,000円（年収106万円）以上
- ③勤務期間1年以上
- ④学生は適用除外
- ⑤従業員501人以上の企業を対象

医療

健康保険において、兄弟を被扶養者とする場合の同居要件を撤廃＊3

*1 「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」
(平成26年6月4日成立／平成26年6月11日公布)

*2 「被用者年金制度の二元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」
(平成24年8月10日成立／平成24年8月22日公布)

*3 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」
(平成24年8月10日成立／平成24年8月22日公布)

*4 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」
(平成25年5月24日成立／平成25年5月31日公布)

*5 「労働安全衛生法の一部を改正する法律」
(平成26年6月19日成立／平成26年6月25日公布)